

令和6年 第24回 福岡市選挙管理委員会

12月20日（金） 午前10時30分

議 題

1 報告事項

- ① 指定都市選挙管理委員会連合会委員長会議の結果について

2 その他

今後の委員会開催予定日時

- ・令和7年1月9日（木） 午後5時30分
- ・令和7年1月20日（月） 午前10時30分
- ・令和7年2月5日（水） 午前10時30分

報告事項 1

指定都市選挙管理委員会連合会委員長会議の結果について (報告事項及び議題の概要)

1 報告事項

(1) 令和6年度 公職選挙法等選挙関係法令の改正に関する要望行動の結果について

公職選挙法等選挙関係法令の改正に関する要望について、令和6年6月13日(木)に実施した。

(2) 令和8年度 公職選挙法等選挙関係法令の改正に関する要望担当市について

○選定基準

- ・担当市2市を設置する。
- ・2市のうち1市は会長市を充てる。
- ・1市は要望年度の前年度に行われる主管課長・係長研究会議(春・秋)開催市のいずれかの市とする

※令和7年度主管課長・係長研究会議開催市：大阪市(春)・相模原市(秋)

※令和8年度副会長市：さいたま市

○令和8年度の法改正要望担当市について

「選定基準」により、次のとおりとします。

令和8年度の会長市	横浜市
令和7年度(秋)の主管課長・係長研究会議開催市	相模原市

2 議題

(1) 令和7年度 役員候補市の推薦について

会長市.... 京都市

副会長市.... 千葉市、横浜市

監事市.... さいたま市

【参考 指定都市選挙管理委員会連合会規約実施上の申し合わせ事項（抜粋）】

1 会長、副会長及び監事の選任について

- (1) 委員長会議において、会長、副会長及び監事各1の候補市を推薦する。
- (2) 会長及び副会長の候補市の推薦の順序は、指定都市の指定に関する政令に基づく指定都市の順序とする。この場合において、会長は浜松市、副会長は北九州市（注・令和元年度）をそれぞれに第1順位とする。
- (3) 監事の候補市は、事務局である横浜市近隣の指定都市4都市とし、原則として次の順序とする。

川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市

ただし、上記4都市が会長又は副会長の候補市となった場合は、次の順序の都市を監事候補市とする。

- (4) (2)により推薦された会長又は副会長の候補市のいずれにも横浜市が含まれていないときは、副会長は2人とし、横浜市を候補市として加えて推薦する。
- (5) 上記により推薦を受けた市は、直ちに会長、副会長及び監事の候補者を選択し、到来する役員選挙の通常会議に推薦する。
- (6) 以下（略）